

平成28年3月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成28年3月26日(火)

午後3時00分 開 会 午後3時52分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

委員長	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	大八木 鷹 次
委 員	石 川 善 昭

4 欠席委員

委 員	松 尾 順 子
-----	---------

5 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(教育総務課長事務取扱)	石橋多加士
学校教育課長(兼学校給食センター所長)	遠藤 洋一	生涯学習スポーツ課長	浪川 秀樹
学校教育課課長補佐	向後 陽子	学校教育課課長補佐	宇野 聡
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	佐野 久子	生涯学習スポーツ課長補佐(兼青少年文化会館長)	柴 紀充
生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)	飯笹 博充	ジオパーク推進室長	玉崎 雄三
学校給食センター長	館 幸雄	市民センター所長	鈴木由美子
公正図書館長	林 宏美	銚子高等学校事務長	高森 良文
学校教育課指導主事	澁谷 義範		

6 議題等

議案第 9号 銚子市立小学校条例の一部を改正する条例制定について
議案第10号 銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について
議案第11号 銚子市学齢児童生徒の就学校の指定等に関する規則の一部を改正する規則制定について
議案第12号 銚子市立高等学校教育職員の職務分類基準等に関する規則を廃止する規則制定について
議案第13号 銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則制定について

- 議案第14号 平成18年改正教員給与等条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則制定について
- 議案第15号 代決処分の承認を求めることについて（職員の任免）
- 議案第16号 代決処分の承認を求めることについて（平成27年度末県費負担たる校長及び教頭の任免に係る内申）
- 議案第17号 代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について）
- 議案第18号 代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則制定について）
- 議案第19号 代決処分の承認を求めることについて（銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について）
- 協議事項 銚子市小・中学校における組み体操の扱いについて

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成28年3月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。
では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

2月24日に開催いたしました平成28年2月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

それでは、教育委員会に関する報告をしていただきます。
教育長からお願いします。

【教育長】

お手元にお配りした資料に沿って、前回の教育委員会定例会以降の報告をさせていただきます。

1点目ですが、3月議会が2月29日に開会し、3月24日に閉会をいたしました。一般質問関係を資料に提示させていただきました。3月9日の一般質問では、広野恭代議員から、「再編アンケートの結果について」、「小中統廃合とまちづくりの関連について」の質問がありました。

鎌倉金議員から、「小中学生への野球の指導について」の質問がありました。

3月10日の一般質問では、田中努議員から、「再編アンケートの分析について、最終決定はいつか」、「高校生の政治活動について」、「「土曜教室」実施について」の質問がありました。

石上友寛議員から、「「土曜教室」について」、「外国語指導について（外国語活動補助員及びALT）」の質問がありました。

3月14日の一般質問では、櫻井隆議員から、「防災教育の現状と今後の取り組みについて」の質問がありました。

工藤忠男議員から、「ジオパークの看板設置について」、「再編アンケートの結果の分析について」、「再編校へのバス、JRの市の負担額について」、「市立高校への交付税額、学級減時の減収額について」、「市立高校・他市の高校への進学者数」、「中高一貫校について」、「市立高校の授業料、入学金の値上げについて」の質問がありました。

尾辻廣議員から、「第3回ハーフマラソンについて」の質問がありました。

大野正義議員から、「再編アンケートの結果について」、「5・6・7中学区の現在・10年前の世帯数について」、「平成37年、平成47年の西部6校の小学校の予想児童数について」の質問がありました。

3月15日には、教育民生委員会が開催されました。

2点目ですが、3月1日に銚子市臨時校長会が開催されました。内容については、全国で問題になっている組み体操について、校長会の結論として、中止の方向で考えることになりました。それについて教育委員会として、後でご協議いただきたいと思えます。

3点目ですが、3月6日に銚子舞踊連盟の創立30周年記念・第13回福祉舞踊公演が開催されました。

4点目ですが、3月8日に市立銚子高校の卒業式が開催され、八角委員長、鈴木委員、私が出席をしております。卒業生は312名でした。お手元に進路先がございます。後でご覧頂ければと思います。

5点目ですが、3月8日に銚子市教科研究推進委員会が開催されました。これにつきましては、4名の教諭の今年一年の研究発表でございます。おもに教科推進委員として各教科においてのふるさと学習の取り組みについて発表されました。4名の先生方が、国語、音楽、道徳、体育の教科の中でふるさと学習を取りあげたという発表です。大変素晴らしい発表でした。

6点目ですが、3月8日に県立銚子商業高校の定時制卒業式に出席をしております。今年卒業生が3名でした。

7点目ですが、3月9日に平成27年度東総地方教育委員会連絡協議会表彰・顕彰授与式が開催されました。当日議会開催中でありましたので、八角委員長が地教連の副委員長ということでご出席をいただきました。当日は功労者が19名、30年以上の永年勤続者30名が表彰を受けました。

8点目ですが、市内の中学校の卒業式が3月12日に、市内の小学校卒業式が3月18日に開催されました。

9点目ですが、3月16日に第6回管内教育長会議が開催されました。内容につきましては、今年度末の北総管内の人事異動関係でございました。

10点目ですが、3月25日に千葉科学大学の学位記授与式に出席をしましてまいりました。当日の卒業生ですが、薬学部が67名、危機管理学部が227名と伺っております。

11点目ですが、3月28日に、北総教育事務所の辞令交付式が執り行われました。北総管内の退職者224名、新規採用者164名の辞令交付でございました。

12点目ですが、3月28日に銚子市教育委員会の辞令伝達式を執り行いました。すでにお手元に配布されておりますが、市内の退職者は、校長が5名、教頭が1名、一般の教員が17名となっております。さらに新規採用者は10名でした。

【市立銚子高校事務長】

市立銚子高等学校の平成27年度卒業生合格進路先についてご報告いたします。資料をご覧ください。平成27年度卒業生312名のうち、26名が就職をしており、残り286名の生徒の進学先となっております。国公立大学の合格者は61名で、そのうち5名が浪人生ですので、除いた56名が国公立大学に合格しております。約2割の生徒が国公立大学に合格をしております。私立大学には669名が合格しております。うち、卒業生ですが、医学部に2名が合格をしております。また、短期大学の合格者が15名、専修学校の合格者が33名で、合計しますと773名の合格者がおり、進学する生徒286名で割りますと、平均して1人あたり2.7校に合格をしております。市立銚子高等学校からは以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。その他に教育委員に報告することがありましたら願います。

【委員長】

無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、大八木委員、石川委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

日程第3 議案第9号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

議案第9号「銚子市立小学校条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由を説明します。

猿田小学校の今後につきましては、平成27年夏からこれまで計3回、懇談会を開催し、保護者の皆様や地域の皆様との対話を重ねてまいりました結果、猿田小学校を平成28年度末で閉校し、学区を海上小学校とすることについて、ご了承をいただいたところです。以上で、議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【八角委員長】

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第4 議案第10号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

議案第10号「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則制定について」説明します。

お手元の議案の3枚目、新旧対照表をご覧ください。

第4条は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

第5条及び別表第1は、銚子市事務改善委員会委員長から、生涯学習スポーツ課体育振興班の改称について意見が提出されたのを受け、協議検討した結果、生涯学習スポーツ課の班の統合及び名称変更などを行うこととし、所要の改正をしようとするものです。

施行期日は、平成28年4月1日です。

以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【八角委員長】

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第5 議案第11号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第11号「銚子市学齢児童生徒の就学校の指定等に関する規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。

本規則は、児童生徒の就学校の指定に関し定めた規則であります。

行政不服審査法が全部改正され、改正行政不服審査法が、平成28年4月1日より

施行される予定です。

市長の定める規則等については、総務課で一括改正を行い、教示文を「(教示)」という記載に変更し、それに代えて新規に「教示の文の標準を定める規則」を制定します。

教育委員会規則についても総務課と同様に改正し、本規則内にある様式第2号及び様式第4号について「教示文」の記述を改めるため、所要の改正をしようとするものであります。

主な変更内容としましては、審査請求への一元化による用語の変更として、「異議申立て」を「審査請求」、「決定」を「裁決」に、不服申し立てができる期間を「60日以内」から「3か月以内」に改正します。以上よろしく、ご審議の程お願いいたします。

【八角委員長】

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第11号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【委員長】

日程第6、第7、第8として追加議案が、日程第9として協議事項が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案と協議事項の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

では、そのように決定をさせていただきます。

【委員長】

続きまして、日程第6 議案第12号から議案第14号までの3議案は関連があり

ますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第12号から議案第14号及び、この後の日程第8の議案17号から第19号までは、市立高等学校の給与制度改正条例に伴う関連規則の改正及び廃止であり、それぞれ関連があります。代決処分の承認を求める議案第17号から第19号までは、この後の日程第8で一括して審議いただくことし、ここでは、代決処分の必要のない議案第12号から議案第14号について、一括して提案理由を説明します。

市立高等学校の給与制度改正条例は、本年2月教育委員会定例会の承認を得て、先日の3月定例市議会で上程、可決され、この4月1日に施行されます。

この条例の改定は、千葉県人事委員会の給与改定の見直しに基づく、千葉県職員の給与制度改正に応じ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所用の改正をしたもので、月例級の引き上げ、地域手当の段階的引き上げ、期末勤勉手当の改定、職員の職務を級別基準職務表に定める等の実施であります。

これに伴い、条例改正に関連する教育委員会の規則の改正及び廃止について行うものです。

それでは、これらの規則の主な内容について、説明します。

まず、「議案12号 銚子市立高等学校教育職員の職務分類基準等に関する規則を廃止する規則制定について」ですが、この規則は、市立高校の教育職員の職務分類基準等に関し、必要な内容を定めたものであります。このたびの条例の一部改正により、条例に職務標準基準が定められたため、本規則の必要がなくなったことから廃止するものです。

次に、「議案13号 銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則の一部を改正する規則制定について」ですが、降格した職員の号級を降格時号級対応表により決定すること、及び職務が3級である者を4級に昇格させる場合の方法について県の規則に合わせて定めたものです。

次に、「議案14号 平成18年改正教員給与等条例附則第6項から第9項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則制定について」ですが、「降格」した職員の減給保証に係わる部分の改正となります。

このたびの条例改正において、「基準級より下位の職務の級に」という文言を「降格」に変えたことに伴う改正を、県の規則に合わせて行いました。

以上で、議案第12号から議案第14号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【八角委員長】

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

この条例が改正されたのはいつですか。

【学校教育課長】

2月の教育委員会定例会に上程し、ご承認をいただき、3月議会において可決されております。その後、県議会においても県の条例改正が可決されております。

【八角委員長】

ありがとうございました。

他に質疑はございませんか。

【委員長】

質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第12号から第14号までの3議案について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】（挙手）

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第12号から第14号までの3議案は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第7 議案第15号及び議案第16号の2議案は関連がありますので、一括議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。人事案件となりますので、非公開といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって議案第15号及び議案第16号の2議案は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《職員退室》

（この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし）

《職員再入室》

【委員長】

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第15号及び第16号は、原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第8 議案第17号から議案第19号までの3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案17号から第19号までは、議案第12号から議案第14号と同様、市立高等学校の給与制度改正条例に伴う関連規則の改正であり、そのうち、「代決処分の承認を求めることについて」関連があることから、一括して提案理由を説明します。

この議案17号から第19号までは、差額支給に係る事務を3月24日に行う必要がありますが、議会可決後すぐに規則改正等をする必要があったため、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、代決処分をさせていただいたものです。

それでは、これらの規則の主な内容について、説明します。

まず、議案第17号「銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則」の一部改正についてですが、平成27年3月に改正された給与条例で千葉県において国の地域手当の見直しに併せ、支給割合を県内一律7%から9%に段階的に引上げることとなり、平成27年度は7.5%から8.3%に、平成28年度は条例に定める支給割合の9%となることを定めたものであります。

次に、議案第18号「銚子市立高等学校教育職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」の一部改正は、給料表が改正されることに伴い、現行の「昇格時号給対応表」による昇格後の号給について対応が変更となる場合が生じることから、「昇格時号給対応表」の改正を行いました。

議案第19号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則」の一部改正において、勤勉手当の年間の支給割合を現行の1.5月分から、平成27年度については、1.7月分、平成28年度以降については、1.6月分に改めることとしたものであります。

改正の内容は以上のとおりですが、施行は公布の日とし、本年度の地域手当支給に係る改定及び初任給、昇格、昇給等に関する規則の改定は平成27年4月1日から、また、期末・勤勉手当に係る改定は、平成27年12月1日から適用するものとし、平成28年度以降の地域手当支給に係る改定及び期末・勤勉手当等に係る支給割合は、平成28年4月1日から改正を行おうとするものです。

以上で、議案第17号から議案第19号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【八角委員長】

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

質疑がないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第17号から第19号までの3議案について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第17号から第19号までの3議案は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第9 協議事項「銚子市小・中学校における組み体操の扱いについて」の協議を始めます。

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、銚子市小・中学校における組み体操の扱いについてご説明いたします。

まず、事務局案、その理由、現状等について順番に説明をさせていただきます。

事務局案といたしまして、平成28年度より、銚子市小・中学校における組み体操の実施を中止することとする。ただし、ここで言っている組み体操とは2段以上のピラミッドや、タワーを含むものとします。

理由としまして、平成28年3月1日に開催した市教委主催の臨時校長会において、銚子市小・中学校における組み体操の扱いについて協議しました。

その結果、「組み体操実施中（練習中を含む）における怪我が増加傾向にあることから、安全を第一と考えて、組み体操の実施を中止すべき」との考えで意見が一致しました。

現状等についてですが、資料をご覧ください。ここに記載されているのは平成27年度に千葉県内の公立学校で行われた、組み体操の実施状況調査の結果です。千葉県全体では調査校数は1,358校で、その約半数の706校が組み体操を実施しており、怪我の発生した校数は実施した校数に対して約3分の1程度の233校であり、怪我

の件数は432件でした。

怪我の詳細については、骨折が112件で怪我の件数の4分の1を占めました。

次に、市町村の来年度の状況ですが、平成28年3月1日現在で7の市町が中止を決定しております。今回ここで中止が決定されれば、銚子市もここに入ることになります。

それでは、本市の状況についてですが、平成25年度から平成27年度の組み体操実施状況調査ですが、市内で組み体操を実施しているのは銚子中のみとなっております。演目は3段ピラミッド、4段タワーとなっております。怪我の状況ですが、平成25年度に額に切り傷が1件、平成26年度に肘関節の脱臼が1件の計2件となっております。

文部科学省のスポーツ庁では、3月22日に国として一律の禁止や制限はしないとの通知を都道府県教育委員会に出しています。国としての制限は設けないとしていますが、各学校が教育効果と危険性のバランスを判断する事を求める通知となっております。その中に、確実に安全な状態で実施するというような文言が入っております。大事故の可能性のある技は確実に安全な状態で実施出来るかを確認し、できないと判断したならば実施を見合わせるようにとの内容でした。以上で説明を終わりにします。

【委員長】

ありがとうございました。

意見や、質疑はございませんか。

【委員長】

組み体操の実施状況調査結果の中で、市町村の来年度の状況で、「学校の判断を尊重」とありますが、これは中止を検討しているということでしょうか。

【学校教育課長】

これは市として、学校の判断を尊重したいという考え方です。

【教育長】

私も四中、銚子中の校長を4年間やりまして、ここにあるように、4段タワーをやりました。4段ありますので、一番上の段の生徒は6メートルくらいの高さになります。私が在籍していた時に中止をしたいと体育主任やPTAに話をしましたが、毎年子供達が楽しみにしており、完成したときの喜びは非常にいいものであるとの声がありました。ですが、ここにもあるように教育的意義はあるものの、やはり怪我をした時の怪我の度合が非常に高く、大怪我をする可能性もあるため、中止を検討していました。

【鈴木委員】

この表にあるように、平成25年の時点で市内では銚子中以外は実施していないとのことですが、それ以前は行っていたのでしょうか。

【学校教育課長】

銚子市内の過去の詳しいデータはありませんが、過去には今以上に、全国的に広く実施されていたと思います。

【委員長】

組み体操を実施することで、取り返しのつかない事故が発生しないためにも、校長会から中止の方向でいくことになったと思います。教育委員会としても、組み体操について、危険性を加味し、中止とすることについていかがでしょうか。ただいまご協議いただいた事項について決定としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

よって、平成28年度より、銚子市小・中学校における組み体操の実施を中止することに決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成28年3月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成28年4月27日

署名委員 大 八 木 鷹 次

署名委員 石 川 善 昭